

規制シート(様式)

190197400680001

平成28年12月26日

規制の名称	生産緑地地区に関する規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	生産緑地法(昭和49年法律第68号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	都市局公園緑地・景観課 課長 町田 誠
規制目的	生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること		
規制内容の概要	生産緑地について使用又は収益する権利を有する者は、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。 生産緑地地区においては、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為は、市町村長の許可を受けなければ、してはならない。	関連する予算	—
規制の最近の 改廃経緯	—	関連する 政策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理由	現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定) 農家レストランについては、国家戦略特区において農用地区域内に設置することを可能としたが、農業の6次産業化の一層の推進等のため、都市農業が営まれる生産緑地地区においても、設置可能な施設の範囲を拡大し、農家レストラン等の設置を可能とすることを検討し、早期に結論を得る。「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」(平成28年3月2日国家戦略特別区域諮問会議)	規制の維持、改革 又は新設の別	改革
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	上記のとおり		
見直し条項	生産緑地法第3条、第8条		
次の見直し時期	平成33年度		